

豊かに共生する心をはぐくもう

関連する主な人権課題：外国人

1 テーマの背景及び指導の観点

- (1) 人権尊重の国際的な世論の高まりや日本の国際人権諸条約の批准を背景として、外国人の人権にかかる現状は徐々に改善されつつある。しかし、在日韓国・朝鮮人をはじめ、日本に在住する中国や東アジア諸国の人々に対する偏見や差別は、今なお残存している。また、日本の社会において、外国人児童生徒が、母国の文化や言語に触れる機会が少ないことなどにより、自己を肯定的に受け止めにくい状況もみうけられる。特に、在日韓国・朝鮮人児童生徒については、偏見や差別などが要因となって、本名を名乗りにくい状況もある。また、就業についても、改善されつつあるものの厳しい実態があり、外国人児童生徒が将来の進路に展望をもちにくい状況もみられる。
- (2) 学校においては、国籍や民族の「違い」を「違い」として認め合い、異なる文化や生活習慣、価値観を受容し、豊かに共生する心を育成することが求められている。また、在日韓国・朝鮮人をはじめ、日本に在住する中国や東アジア諸国の人々にかかわる歴史的経緯や社会的背景など、外国人についての認識を深めることが必要である。
 そのため、多様な文化をもつ人々との相互の人権尊重を基盤に、異なる文化や生活習慣、価値観に対する理解を図ることが大切である。そして、すべての児童生徒に自国の文化や歴史を尊重する態度を培うとともに、外国人と豊かに共生していくための資質や能力を身につけさせることが重要である。
- (3) 指導に際しては、例えば、日清・日露戦争後、日本が韓国併合や満州への勢力拡張などを通じて植民地支配を進めたことを、国内政治の動向や国際状況と関連させながら考察させることなどが考えられる。なお、こうした動きを取り扱うにあたっては、国民の対外意識の変化に触れさせるとともに、アジア近隣諸国の人々が、日本の対外姿勢をどのように受け止めたかについて考えさせることも大切である。

2 展開例（研究課題(1)）

(1) 学習のねらい

現在も多くの在日韓国・朝鮮人が日本で生活している理由を正しく理解し、豊かに共生しようとする意欲や態度を身につける。

(2) 展開例

学 習 活 動	指 導 上 の 留 意 点
1 統計資料などにより、在日韓国・朝鮮人の人口推移と歴史的背景を調べる。	○ 関連する教科の学習内容を踏まえ、客観的に歴史を認識させる。
2 韓国併合に対する当時の人々の反応について話し合う。	○ 韓国・朝鮮の立場から歴史を考えることの大切さにも気づかせる。
3 現在も多くの在日韓国・朝鮮人が、日本で生活している理由を考える。	○ 正しい歴史認識をもつことの大切さに気づかせる。
4 ふり返りを行う。	○ 国籍や民族の「違い」を「違い」として認め合い、異なる文化や生活習慣、価値観を受容し、豊かに共生しようとする意欲や態度を身につけさせる。

3 参考

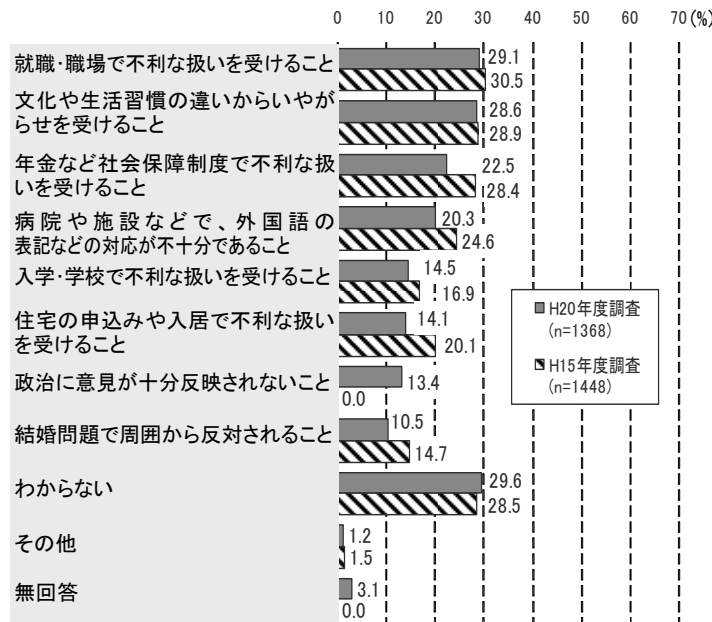
(1) 外国人学校の各種スポーツ大会への加盟・参加状況

外国人学校は、学校教育法第1条に定める学校等ではなく、各種学校の扱いである。そのため、外国人学校の生徒は、各種スポーツ大会への参加などに制限が加えられてきた。しかし、近年は、全国高等学校体育連盟や全国高等学校野球連盟への加盟などの道が開かれてきた。

平成3(1991)年度	日本高等学校野球連盟が、外国人学校の高等学校野球大会への参加承認。
平成6(1994)年度	全国高等学校体育連盟が、学校教育法第134条の学校(外国人学校等)にも同連盟主催大会への参加承認。
平成9(1997)年度	日本中学校体育連盟が、外国人学校にも同連盟主催大会への参加承認。
平成17(2005)年度	日本体育協会が、外国籍選手の国体参加資格を大幅に緩和する方針を決定。これまで参加できなかった朝鮮高級学校の生徒も、入国管理法で定める「永住者」の資格があれば参加が可能となる。

(2) 人権に関する県民意識調査

「日本に居住している外国人に関する人権について問題と思われること」



(平成20(2008)年 兵庫県・財団法人 兵庫県人権啓発協会)

(3) 「海外修学旅行等で再入国する外国人生徒・学生の個人識別情報提供免除について」(抜粋)

[平成20(2008)年 法務省入国管理局参事官室]

入管法施行規則第5条第10項において、外交・公用の活動を行おうとする者又は国の行政機関の長が招へいする者に準ずる者として個人識別情報の提供義務を免除されるものを定めているところ、以下のとおり、海外修学旅行等により再入国する外国人生徒又は学生を個人識別情報の提供義務の免除対象者として追加しました。

ア 対象

学校教育法施行規則に規定する教育課程として実施される海外修学旅行等に参加する本邦の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学高等課程の生徒又は学生。

イ 免除の方法

学校長が対象となる外国人生徒又は学生の身元保証を行い、国立大学法人の学長、独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、公立大学法人の理事長、文部科学大臣、都道府県知事に報告し、これらの者が法務大臣に通知することにより、個人識別情報の提供義務の免除がなされます。